

被扶養者認定要件の 制度改革(国内居住の要件追加)の例外的な 取扱いについて

『共済だより』1月号でお知らせいたしました、「国内居住の要件追加」の例外的な取扱いの具体例についてお知らせいたします。

● 国内居住要件の例外となる人

外国に一時的に留学する学生、外国に赴任する組合員に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う人については、日本国内に住所(住民票)がないとしても、日本国内に生活の基盤があると認められるものとして、国内居住要件の例外として取扱います。

● 添付書類について

日本国内に住民票がない場合

①外国において留学する学生

査証、学生証、在学証明書、入学証明書の写しなど

②外国に赴任する組合員に同行する者

査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写しなど

その他共済組合が必要とする書類

詳細については、共済組合保険課までお問い合わせください



● 経過措置等について

施行日(令和2年4月1日)時点において国内の保険医療機関に入院している場合

経過措置として、その入院が終了(退院)するまでの間、被扶養者資格は喪失しませんので、現に入院中であることを証する書類を提出していただき、入院期間等を確認します。

なお、当該入院が終了(退院)した時点で、経過措置対象者ではなくなりますので、被扶養者申告書(③取消)の提出が必要になります。